

国東市公告

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年6月7日

国東市長 松井 督治



1. 業務の概要

(1) 委託業務名

令和6年度 遠隔相談窓口システム導入業務委託

(2) 業務概要

「遠隔相談窓口システム導入業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 事業限度額

9,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 審査委員会の設置

委託業務受注者の審査及び選定については、適正かつ公正に行うため、令和6年度遠隔相談窓口システム導入業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱に基づきプロポーザル審査委員会にて行う。

(6) その他

本プロポーザルの詳細については、「令和6年度遠隔相談窓口システム導入業務委託プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）」による。

2. 事務局

本プロポーザル実施に伴う事務局は、次のとおりとする。またプロポーザルに係る書類はすべて事務局に提出するものとする。

事務局 国東市役所 政策企画課 政策企画係

国東市国東町鶴川149番地

TEL 0978-72-5161

Fax 0978-72-5022

メールアドレス seisaku@city.kunisaki.lg.jp

国東市ホームページ <http://www.city.kunisaki.lg.jp>

3. 参加資格条件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 国東市から「国東市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 過去に他自治体において同様の宝探し事業実施業務等の受託実績を有していること。
- (8) 国東市で行う打合せ会議等に出席できること。

4. 参加及び提案に対する制限

参加者は、1 者につき 1 提案とする。

5. 参加手続き

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

国東市ホームページからダウンロードを行うか、事務局で直接配布する。

- イ 配布期間
令和6年6月7日（金）～令和6年6月20日（木）
- (2) 参加申込等の受付
 - ア 受付期間
令和6年6月7日（金）～令和6年6月21日（金）
午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く
 - イ 提出方法
事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者による信書便に限る。）により提出すること。
- (3) 企画提案書等の受付
 - ア 受付期間
令和6年6月24日（金）～令和6年7月5日（金）
午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く
 - イ 提出方法
事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者による信書便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施
 - ア 実施予定日
令和6年7月17日（水）～令和6年7月18日（木）の間の1日間
 - イ 実施場所
国東市役所本庁舎内 会議室（予定）
※詳細については別途通知を行う。

6. 事業の全体スケジュール

- (1) 実施要領の公告及び参加申請書の交付
令和6年6月7日（金）
- (2) 参加申込質問受付期間
令和6年6月7日（金）～令和6年6月19日（水）
- (3) 参加申込書提出期限
令和6年6月21日（金）
- (4) 参加資格審査
令和6年6月24日（月）
- (5) 参加資格審査結果通知
令和6年6月24日（月）
- (6) 仕様書等に関する企画提案書質問受付期間
令和6年6月24日（月）～令和6年7月3日（水）

- (7) (6)に係る回答期限
令和6年7月4日(木)
- (8) 仕様書等に関する企画提案書提出期限
令和6年7月5日(金)
- (9) プロポーザル審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年7月17日(水)～7月18日(木)のうち1日とする。
※プロポーザル審査会(プレゼンテーション)は日程変更の場合があります。
- (10) 審査結果の通知
審査会の翌日以降に通知
- (11) 契約締結
(10)の通知があった日以降

7 審査方法

審査については、企画提案書を基にプレゼンテーション審査及びヒアリング審査にて行う。ただし、審査方法については、企画提案者が多数のときは、事前に書類審査を行い、プロポーザル審査会を受ける提案者を選考する場合がある。また審査の過程については非公開とし、審査過程や結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 2案以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 企画提案書の記載内容が法令違反等著しく不相当であった場合
- (8) 本要領の規定に反すると市長が認める場合
- (9) 審査委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不当な接触または要求をした場合
- (10) 提出書類に不備がある場合(軽微なものは除く)
- (11) 見積金額が委託上限額を超える提案であった場合

また、最優秀提案者が本業務の契約締結までの間に、前記のいずれかに該当した場合、若しくは該当していると判明した場合は、最優秀提案者の決定を取り消し、その者とは契約を行わない。

9. その他留意事項

- (1) 提出された資料は、いかなる理由も問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、本市の責においてすべて処分するものとする。またこれを本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出資料は審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案で提案する内容については、実現可能性が低いものであっても、最優秀提案者に決定された後であっても、業務目的が達成されないと本市が認めた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害については、本市は一切責任を負わず、賠償を行わない。
- (4) 本市は、提出された関係書類の機密保持に十分配慮を行う。
- (5) 提出資料に記載された、事業責任者等については、特別の理由があると本市が認めた場合を除き、変更できないものとする。
- (6) 本要領に記載されていない事項が発生した場合には、審査委員会と事務局が協議し決定するものとする。
- (7) 参加者に対する事業説明会等を行わないものとする。
- (8) 本プロポーザル企画提案及び提出資料において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (9) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (10) 企画提案書の作成等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (11) 企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告書等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出内容を使用できるものとする。
- (12) 委託受注者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなし、本業務の実施に当たって生じた著作権等（著作権法第 27 条及び第 28 条の規定する権利を含む）のすべての権利は本市に帰属するものとする。